

## 犯罪収益はく奪・被害回復給関係 2 法案に対する修正案骨子（案）と現行法・政府案との比較

犯罪収益はく奪・被害回復給関係 2 法案に対する修正案骨子（案）	政府案（第 164 回国会閣法第 49 号、第 50 号）
<p>一 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案関係</p> <p>1 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴をすることができる場合について、「犯罪の性質に照らし」とする要件を削り、犯罪の性質にかかわらず、「犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき」には、没収又はその価額の追徴をすることができることとすること。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（第 164 回国会閣法第 49 号による改正後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13 条 3 項において要件を規定。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;参考&gt;</p> <p style="text-align: center;">（犯罪収益等の没収等）</p> <p>第十三条 1・2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産（第一項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合における当該部分を含む。以下この項において同じ。）を没収することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものであるとき、その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、<u>犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。</u></li> <li>二 当該犯罪被害財産について、その取得若しくは処分若しくは発生の原因につき事実を偽装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為が行われたとき。</li> <li>三 当該犯罪被害財産について、情を知って、これを收受する行為が行われたとき。</li> </ul> <p>4・5 （略）</p>

## 2 犯罪被害財産に係る滞納処分と没収の調整

- (1) 犯罪被害財産については、没収保全がされる前に滞納処分による差押えがされている財産であっても、没収の裁判をすることができることとする。
- (2) 裁判所は、滞納処分による差押えがされている犯罪被害財産について没収保全命令を発した場合等に、滞納処分の停止を命ずることができることとする。

- ・ 先着手主義により調整。

「〔参考〕犯罪被害財産に係る滞納処分と没収の調整について」参照  
<参考>

(その他の手続との調整)

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押えがされた場合……におけるこれらの手続の制限について準用する。

2 (略)

3 第三十七条……第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合……におけるこれらの財産の没収の制限について……準用する。

4 (略)

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産……に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産……に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2～4 (略)

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2～4 (略)

<p>二 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案に対する修正案関係</p> <p>1 周知に係る規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検察官は、支給手続の開始決定に際して公告した事項を、広報活動等を通じて周知するよう努めるものとする旨の規定を置くこと。</li> </ul>	<p>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案（閣法第 50 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給手続の開始決定の際の公告、通知について規定。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>（公告等）</p> <p>第七条 検察官は、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項（前条第二項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を官報に掲載して<u>公告しなければならない</u>。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 犯罪被害財産支給手続を開始した旨</li> <li>二 犯罪被害財産支給手続を行う検察官が所属する検察庁</li> <li>三 支給対象犯罪行為の範囲</li> <li>四 当該決定の時にける給付資金の額</li> <li>五 支給申請期間</li> <li>六 その他法務省令で定める事項</li> </ol> <p>2 前項第五号に掲げる支給申請期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。</p> <p>3 検察官は、対象被害者又はその一般承継人であって知れているものに対し、<u>第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない</u>。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による公告及び前項の規定による通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。</p>
---	---

<p>2 裁定表を閲覧できる者の限定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁定表を閲覧することができる者を「申請人」のうち「資格裁定を受けた者」に限定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁定表を閲覧できる者は、「申請人」。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>(裁定表の作成等)</p> <p>第十三条 検察官は、第十条又は第十一条の規定による裁定をしたときは、次に掲げる事項を記載した裁定表を作成し、<u>申請人の閲覧に供するため</u>、これを当該検察官が所属する検察庁に備え置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 資格裁定を受けた者の氏名又は名称及び当該資格裁定において定められた犯罪被害額（資格裁定を受けた者がいないときは、その旨）</li> <li>二 その他法務省令で定める事項</li> </ul>
<p>3 検討条項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、一般会計の歳入に繰り入れるものとされている剰余の給付資金の額に相当する金額を犯罪被害者等の援助を行う団体の支援に必要な経費に充てるための制度の導入について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の検討条項を置くこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>剰余の給付資金は、一般会計の歳入へ繰入れ。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>(一般会計への繰入れ)</p> <p>第三十四条 検察官は、第八条第一項又は第二十一条第一項の決定が確定した場合において、その確定の時に給付資金を保管しているときは、これを<u>一般会計の歳入に繰り入れるものとする</u>。</p> <p>2 犯罪被害財産支給手続が終了した後に第十六条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金を支給した場合において、その支給が終了した時に給付資金を保管しているときも、前項と同様とする。</p>